

平成 27 年 3 月 12 日

建設業者の皆さまへ

## 建設工事における工事費内訳書の提出について（お知らせ）

建設業法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 55 号。）が平成 26 年 6 月 4 日に公布され、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律が改正され、ダンピング受注の防止（その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結の防止をいう。）等のための措置として、建設業者は、公共工事の入札の際に入札金額の内訳を提出するものとされました。

このことを受けまして、取手地方広域下水道組合が発注する工事の競争入札におきましても平成 27 年 4 月 1 日より次のとおり取扱うこととしましたのでご注意願います。

### （1）適用範囲

建設工事に係るすべての競争入札

### （2）適用時期

平成 27 年 4 月 1 日以降に通知・公告する工事

### （3）その他

委託業務に係る競争入札については、従来どおり（500 万円以上）。

詳しくは、総務課契約担当へお問い合わせください。

〒302-8558

茨城県取手市小文間 173 番地

取手地方広域下水道組合総務課契約係

「TEL」 0297-74-4174（直通）

「FAX」 0297-73-6591